

令和 2 年 第 9 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 8 月 5 日 (水) 午前 9 時 15 分～11 時 10 分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員 (36 人)

1 番 木下善明委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保委員
19 番 森 邦之 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片淵秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子 委員
35 番 一ノ瀬美佐子 委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片淵久司 委員

4. 欠席委員 (1 人)

20 番 溝口恭麿 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(4) 農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について
(5) 令和 2 年白石町農用地利用集積計画 (9 号) の承認決定について
(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告
(2) 形状変更届出について

業務連絡事項 (1) 第 10 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) 令和 2 年度農業委員・農地利用最適化推進委員会研修会
(3) 農地パトロールの日程について
(4) 農地のあっせんについて
(5) 農業委員の担当地区について
(6) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

久原雅紀

課長補佐兼農地農政係長	香月康彦
農地農政係長	吉原 浩
農地農政係	川崎正己

7. その他出席職員
その他の参加者

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和 2 年 8 月第 9 回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 本日は、34 番 外尾美津子委員から遅れる旨の連絡がっております。
また、20 番 溝口恭磨委員から欠席の届けがっております。
ただ今の出席委員は 37 名中 35 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。
この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。
ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、1 番 木下善明委員、2 番 溝口俊弘委員を指名いたします。
これより議事に入ります。

= 議案番号第 101 号 =

議長 はじめに、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第 101 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案を説明する前に、農地法第 3 条の規定による許可申請について担当のほうから概要を説明いたします。

事務局 事務局の〇〇です。農地法 3 条について、簡単に説明をさせていただきます。農地法 3 条は、農地を農地として耕作を目的に使用するための権利の移動、もしくは権利の設定を行う際の農地法に定められた規程に基づき審議していただくものです。農地の権利移動、または農地の権利の設定を行う際は、農地法 3 条に規定する申請書を提出していただき農業委員会の許可を受けるという流れになります。

権利の移動、設定と申しましたけれども、権利の移動と言うのは農地の所有者(名義人)を変えることです。例えば、農地の売買であったり、農地の贈与、今回の議題にありましたけれども、農地の交換等であります。農地の所有者を変えることが権利の移動です。もうひとつ、権利の設定と言うのもあります。権利の設定と言うのは、農地を有償、お金が伴ったうえで貸借する貸借権の設定、もしくは農地を無償で、0 円で農地を貸借する使用貸借権の設定などがあります。各申請の許可の可否、許可をするか否かの主な判断基準としては、このあと総会の中でも文言として出て来ます農地法第 3 条第 2 項に定められているものになりますけれども、権利を有している農地及び申請に係る農地のすべてについて効率的に利用をして耕作

の事業を行われると認められるかと言う全部効率利用要件。これが 1 つ目です。
1 つ目が、全部効率利用要件。

2 つ目が取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事するかという農作業従事要件。

もう 1 つが農地取得後の経営農地面積が原則 50a(5 反)以上なるための下限面積要件。

もう 1 つ周辺農地に係る効率的、総合的、地域との調和要件などが主な判断基準になります。

なお、農地法第 3 条の申請に係るもののうち権利の移動。つまりは、先ほど申し上げました名義人を変える案件については総会前に地元農業委員として現地確認をお願いすることにしております。簡単でしたが、3 条の説明でした。

事務局長 それでは、議案を提出します。

議案番号第 101 号。権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地は、大字福田字郷二本松〇〇番、〇〇番、田 3,515 m²です。

貸付人は、白石町大字福田〇〇番（郷司給移西）〇〇氏です。

借受人は、白石町大字福田〇〇番（郷司給移西）〇〇氏です。

耕作面積は、田 14,715 m²、畑 0 m²、計 14,715 m²です。

稼働力は男 1 名、女 1 名です。

申請の事由は、親から新規就農者である子に対しての使用貸借権の設定でございます。期間は令和 2 年 8 月 5 日～令和 12 年 8 月 4 日までです。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 101 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 101 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 102 号 =

議長 続きまして、議案番号第 102 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 102 号。権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地は、大字新拓〇〇番、田 3,328 m²です。
譲渡人は、白石町大字遠江〇〇番地（遠江中）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字遠江〇〇番地（新観音）〇〇氏です。
耕作面積は、田 13,821 m²、畑 0 m²、計 13,821 m²です。
稼働力は男 3 名、女 0 名です。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望でございます。
議案の位置図は、1 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願い
します。〇番 〇〇委員

〇番 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 7 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米・蓮根を中心に約 1ha の規模で営農されています。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されてお
り、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ござ
いましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 102 号に賛成の方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 102 号は申請どおり当委員
会において許可することに決定します。

＝議案番号第 103 号＝

議長 続きまして、議案番号第 103 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 103 号。権利の種類は所有権移転（売買）。
申請農地は、大字遠江字八平〇〇番、〇〇番、畑 12,881 m²です。
譲渡人は、白石町大字横手〇〇番地（新昌）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字遠江〇〇番地（太原上）〇〇氏です。
耕作面積は、田 62,769 m²、畑 33,834 m²、計 96,603 m²です。

稼働力は男 2 名、女 2 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望でございます。

議案の位置図は、2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員

○番 ○番の○○です。
地元農業委員として 7 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人は現在、米・麦・大豆・蓮根を中心に約 8.3ha の規模で営農されています。
譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番○○です。八平干拓では稲は作られないのでしょうか。

○番 3 年に 1 度は作れます。

○番 3 年に 1 度は作れるのですね。それでしたら、もう少し高くても良いのではと思
いました。以上です。

議長 ほかにありませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第 103 号に賛
成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 103 号は申請どおり当委員
会において許可することに決定します。

＝議案番号第 104・105 号＝

議長 続きまして、説明を求めますが、議案番号第 104 号と 105 号が交換であります
ので続けて説明をお願いします。

事務局長 まず、議案番号第 104 号。権利の種類は所有権設定移転（交換）。
申請農地は、大字福富字福田搦○○番、○○番、田 2,448 m²です。
譲渡人は、白石町大字福富○○番地（南区）○○氏です。

譲受人は、白石町大字福富〇〇番地（上区）〇〇氏です。
耕作面積は、田 37,070 m²、畑 15,034 m²、計 52,104 m²です。
稼働力は男 1 名、女 1 名です。
議案の位置図は、3 ページをご覧ください。

つぎに、議案番号第 105 号。権利の種類は所有権設定移転（交換）。
申請農地は、大字福富字福田搦〇〇番、田 2,367 m²です。
譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地（上区）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字福富〇〇番地（南区）〇〇氏です。
耕作面積は、田 17,075 m²、畑 8,977 m²、計 26,052 m²です。
稼働力は男 1 名、女 1 名です。
申請の事由は、ともに譲渡人、譲受人の要望でございます。
議案の位置図は、4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員

〇番 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 7 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、譲渡人、譲受人双方の要望による農地の交換であります。
世帯毎の営農状況につきましては、議案第 104 号の譲受人、〇〇氏は玉葱を中心に約 5ha、議案第 105 号の譲受人、〇〇氏は米を中心に約 2.5ha の耕作を計画しておられます。
両名とも、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。農地の交換は、今後どんどん進んでくると思いますが、事務局に質問ですが交換に関する経費など事務費がどれくらい掛かるのか教えてもらいたいです。

事務局 まず、国税につきましては、評価額の 2 割よりも少ない金額で交換ができれば交換に該当するというので、所得税の課税は該当しないということだと思います。いろいろ条件があって、同じ農地として、用途が一緒じゃなければいけないなど、そういった要件がありますので、詳細については、事前に国税に確認をしてくださいと申しております。あと、不動産取得税につきましては、それぞれが手放す一方で取得をされておりますが、不動産取得税については、交換は関係なく、取得され

た分について不動産取得税が課税になるということで、確認をいたしております。あと、登記などに係る費用は、それぞれ本人さんたちが負担ということでお話をしているところです。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 104 号、105 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 104 号、議案番号第 105 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 106 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 106 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 これにつきましても、農地法第 4 条の規定による許可申請について担当のほうから概要をお知らせいたします。

事務局 農地法第 4 条について、簡単に説明させていただきます。農地を農地以外のものとして利用することを農地転用と言いますが、農地を転用する際には農地法第 4 条または、農地法第 5 条に基づく許可が必要となります。農地の所有者が自分の農地を転用する場合は農地法第 4 条の許可申請になります。4 条のあとに議案として審議されます農地法第 5 条の申請の場合も同じですけれども、本町農業委員会を經由して佐賀県知事の許可を受けることとなります。申請の許可の可否、○か×かの主な判断基準としましては、農地を農振農用地区域内農地・甲種農地・第 1 種農地・第 2 種農地・第 3 種農地の 5 つの区分に分けて、各農地区分ごとに許可基準と照らしあわせて許可が可能な土地かを審査するという、まずは立地基準。ほかの許可の見込みがあるかどうか。申請される方の資金とか過去の転用実績、速やかに農地転用に供することができるのか、面積の妥当性、周辺農地への被害防除、被害がないかどうかについて審議項目とする一般基準。立地基準と一般基準が満たされて初めて許可となります。

なお、農地法第 4 条の申請に係るものの案件については、もれなく、総会前に地元農業委員として現地確認をお願いしております。以上です。

事務局長 では議案の方を提出いたします。

議案番号第 106 号。

申請農地は、大字堤字船野〇〇番、田 600 m²です。

申請者は、白石町大字堤〇〇番地（船野）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5ページから6ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。地元農業委員として7月29日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農家住宅、車庫の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番 〇〇です。農業委員の立場として申請の内容については問題ないと思います。実は、これは、今年の豪雨災害の被害地ですよね。土砂崩れ等が発生したという形なので、事務局サイドにお聞きしたいのは、復旧事業を行うにあたって、所管は建設課であったり、被災者の救済等については総務課であったり違うと思うのですが、私が感じたのは、この手続きがなぜ一年経って来ているのかなと、本来であれば、迅速に調整をしておけば、農振除外を含めたところで、今年の年内にできなかったのかなという気がして、農業委員の話では農地転用と言う形になった訳ですよね。本来であれば、災害復旧に関連する事案であるものが、無断転用で始末書を提出しなくてはならないというのは、申請者にしてみれば、被害を受けているのになぜという思いがあったのかなと思いましたので、その経過概要が事務局でわかれば、言い過ぎになるかもわかりませんが、なぜ、今頃になったのかなという思いです。

事務局長 農業振興課が来ております。農振の除外の話から農転の話はもちろんですけれども、あとは所有者様のお考えとか、色々なものがきておりますので、そこら辺を踏まえてわかる範囲で。

農政係長 おはようございます。農政係長の〇〇と言います。先ほど、委員さんからご質問がありました件について農振除外と言う言葉も出てきております。そこを含めて、昨年の災害からの経緯について、わかる範囲で、簡単にですが説明をさせていただきますと思います。

皆さん、ご存じの通り、昨年の豪雨によりまして、今回の申請者の住居にかかります裏山が崩落をいたしまして、家屋のほうにも被害が出ているところでございます。先ほども、事務局からお話がありましたとおり、ご本人さんの意向等を確認しながら、今後、どういった所で宅地を求めていくか、現在のところ借地でのほうで、お住まいをされておりますが、今後、議案のほうでご説明する案件とも関連いたしますが、農地転用につきましては、農振除外というのが絡んできております。農振除外について、今申請をあげられている農地につきましては、農振農用地と言う土地になっておりまして、そちらの方から除外の手続きをする必要がございます。通常、農振除外については、縦覧期間であったり、色々な手続きをしていきますので、相当な時間が経過します。

今回の案件につきましては、県と相談の上、農振除外については、通常より短縮した形で、手続きを進めさせて頂いております。ただ、どうしても短縮できない期間がありますので、その分については、時間を要すると。あと、災害だから、農振除外をとばしての宅地造成ができませんので、その分については、ご本人さんとお話をしながら、また、県、農業委員会とお話をしながら、期間を要したのですが適正な手続きでこの時期になったと言うこと。あと、ご本人さんの宅地転用に係る分についてはですね、今回、案件にあります。先ほど、事務局から話がありましたとおり、計画がある程度、どういったものを作るといった形でないと許可ができないかなというところで、ご本人さんと、計画がある程度、煮詰まったところまで出てきて、今回、農振除外についても、先ほど申しましたとおり短縮した形で進めておりますので、この時期になったのは、そういうことで、どうしても手続きを踏まえたところでのことですので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○番 ありがとうございます。

議長 ほかにないですか。
ないようですので採決に入ります。
議案番号第 106 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 106 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第107号＝

議長 続きまして、議案番号第 107 号事務局に説明を求めます。

事務局長 申請農地は、大字福富字西新地方〇〇番、田 226 m²、同じく〇〇番、田 207 m²、計 433 m²です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地（東区）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

〇〇番につきましては、農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

〇〇番につきましては、農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員 お願いします。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、宅地進入路、農業用倉庫、宅地拡張を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番です。申し訳ないのですが、素直な気分で聞きまして、周辺への関係等はないと思っているのですが、昭和 57 年頃は宅地進入路、農業用倉庫。この地区の圃場整備はいつですか。わかりますか。

事務局長 昭和 58 年。

○番 それでしたら、それ以後ですね。

農業委員の立場からすると、ここの確認ができてなかったのがどうなのかなと言う思いを持っているのですよね。こういう案件が、今から主任案件としてあがってくること自体、ちょっと我々としても気をつけておかないといけないのかなと気はしているのですよね。せつかく、圃場整備をした区域を、計画的に圃場整備をする前からしておけばよかったでしょうけど、できなくて、営農関係の変化とかで足りなくなったりとか、形状を見ていたら〇〇最初から〇〇しないではなかったからですよ。あとから〇〇委員さんに〇〇しようかなと思ったのですが、そういう思いはしていますので、今、ほとんど、全体的にみていく中で、狭間の地区が今からでるのかなと気持ちは、これを見て受けましたので、地権者の方に文句いう訳にはいかないですけど、ちょっとこの辺を〇〇しないといけないのかなと思っています。こういう案件ばかり出てくるのはどうかなという気がしたものですから。

○番 私も疑問に思っております。私も昔、業者として、かなりあちこち圃場整備してきたんですけど、平たい言い方をすれば、この人、圃場整備に参加していたのかなと、こんなところに作らないはずなのに。事務局どう思いますか。

事務局 お答えします。ここの申請地は地区外です。

○番 地区外ですね。地区外だったら納得です。圃場整備だったら、このような事は絶対しませんね。

議長 ほかにないですか。

ないようですので採決に入ります。議案番号第 107 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 107 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 108 号＝

議長 続きまして、議案番号第 108 号事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 108 号。

申請農地は、大字深浦字平山〇〇番、畑 464 m²です。

申請者は、白石町大字深浦〇〇番地（竜王）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第2種農地。

農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性低い農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9ページから10ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員、お願いします。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として7月27日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、農業用倉庫、農業用資材置場、家庭菜園の整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から無断で転用されていることについては十分指導をしております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第108号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第108号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第109号＝

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第109号、事務局に説明を求めます。

事務局長 これにつきましては、農地法第 5 条の規定による許可申請について概要を担当のほうから説明いたします。

事務局 農地法第 5 条についてですが、農地の所有者が自分の農地を転用する場合が農地法第 4 条でしたけれども、農地法第 5 条とは、農地の権利の移転、もしくは権利の設定が伴う転用の場合になります。農地法第 4 条申請と同じく、本町農業員会を経由して佐賀県知事の許可を受けるという流れになります。申請の許可の判断基準については、農地法第 4 条で申し上げたとおりです。農地法第 5 条の案件についても、もれなく総会前に、地元農業委員さんとしての現地確認をお願いしております。以上です。

事務局長 では、議案の方を提案いたします。

議案番号第 109 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字深浦字坊ヶ谷〇〇番、畑 3,196 m²、同じく〇〇番、畑 1,952 m²、計 5,148 m²です。

譲渡人は、白石町大字深浦〇〇番地（牛間田）〇〇氏です。

同じく、白石町大字深浦〇〇番地（牛間田）〇〇氏です。

譲受人は、佐賀市嘉瀬町大字〇〇番地（佐賀市）株式会社〇〇 代表取締役 〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性低い農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、植林を目的とするものであります。

区長、生産組合長などから同意を得られており、転用許可に必要な立地基準・一般基準の要件には該当していることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 番です。これは、雑種地としての転用ですか。

これは、転用申請ですが、雑種地としての転用ですか。宅地ではないかなと言う気がします。植林となっていますので、転用の地目。

事務局 転用の地目については、総会の資料に書いてありますとおり、現在の地目は畑です。

○番 転用後です。現在畑なので農業委員会に諮られたと思いますので、その後、宅地ですよね。通常、宅地がほとんど出てきておりますが、これは植林という目的ですね。植林は宅地には該当しないのではないかと思います。それで、雑種地、転用は転用なんです。転用の目的、地目が雑種地なのか、植林ですので山林なのか、そこら辺が宅地としては、ちょっとおかしいのではないかなという気がしますけども、そのこの質問です。

事務局 転用する案件が、全部宅地にするというのではないです。今回、〇〇委員さんからご指摘があったように、植林をされて、その後の地目変更登記をするにあたっては、宅地ではなくて山林という地目に変更がなされると思います。

○番 山林ですね。植林と言うことで、〇〇と言えば、庭木を一時的に植えて、生育をして商売にされますよね。植林と言うと、自分の中では、樹木を採取するためにしますよね。その確認を聞いたかったです。雑種地なのか、山林なのか。どちらかだと思いますが。

事務局 山林です。山林という地目を目指されています。

○番 山林ですね。はい、わかりました。

議長 ほかにないですか。

ないようですので採決に入ります。議案番号第 109 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数と認め、議案番号第 109 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第110号～128号 ＝

議長 続きまして、4.「農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農業振興課 農政係長

改めまして、おはようございます。先ほど、少し農振除外について説明をさせて頂きましたが、農業振興課農政係の〇〇と申します。こちら、農業振興課農政係、農振除外担当の〇〇と言います、よろしくお願いたします。本日は、議題のほうにもございますとおり、農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更についてということでご審議していただきたく議案を提出させていただいております。

これにつきましては、先ほどからありますが、いわゆる「農振除外」に関わるものでございまして、これらの制度につきましては、関係機関であります農業委員会からの意見聴取というのが法により定められているところでございます。

今回は、先日農業委員の改選等もあっておりますことから、議案説明の前に、農業振興地域整備計画についてについて簡単に、担当の方から説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

農業振興課 農政係

おはようございます。農業振興課農政係の〇〇と申します。農業振興地域整備計画の担当をしております。

まず始めに、農業振興地域及び農用地区域（農振青地）について簡単にご説明いたします。

お手元に配布しています「農振法」と書かれた書類をご覧ください。

まず 1 ページをご覧ください。

「農振法における『農業振興地域』について」ですが、「農業振興地域」とは、都道府県知事が関係市町と協議して指定した地域であり、今後相当期間にわたり、総合的に農業の振興を図るべき地域になります。

農業振興地域に位置付けることで、農業の振興に必要な各種政策や補助事業等を計画的・集中的に実施することが可能となります。

そうすることで、農地の宅地化や工業用地化など、農業以外への土地利用との住み分けを図っています。これまで白石町は農業振興地域になることによって、圃場整備などの補助を受けることができ、町内の農業振興を推進してきた経緯があります。

次に、2 ページをご覧ください。「農業振興地域制度の仕組み」についてです。

農用地等の確保に関する基本指針や農業振興地域整備基本方針を国や県で定められており、市町村では農業振興地域の整備計画を県と協議のうえ策定しております。

「農業振興地域整備計画」の内容につきましては、農業委員会や農協などの意見を聴取したうえで、公告、縦覧し策定しております。

次に 3 ページをご覧ください。

先ほどの「農業振興地域整備計画」内にありました「農用地利用計画」についてになります。

こちらは、農業振興地域における農業上の土地利用を、より具体化した計画になります。

「農用地区域」は一般的に「農振青地」と呼ばれ、「農用地区域」内の農地では農地転用は原則禁止になっております。先ほど述べましたとおり、白石町は農業振興地域になることによって、補助などの恩恵を受けてきた経緯がありますので、容易に「農用地区域」（農振青地）から除外することは難しくなっています。

次に 4 ページになります。4 ページはこれまでの説明のイメージ図になります。

赤の点線が農業振興地域に指定された部分になります。

その中で、青の実線が農用地区域（農振青地）になり、この部分が原則転用禁止になります。

最後に 5 ページをご覧ください。

農用地区域（農振青地）は原則転用が禁止となっておりますが、農用地区域内で、特別な理由により、どうしても除外、転用が必要な場合も出てきます。

農地転用するための農用地区域（農振青地）からの除外は、農用地区域内の土地確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼさないようにする観点から、次の 5 要件をすべて満たす場合に限り除外可能となっております。

- 1、 農地転用が必要かつ規模が適当であって、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であること。
- 2、 農用地区域内の農用地の集団化や農作業の効率化等、農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3、 認定農業者等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4、 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 5、 農業生産基盤整備事業（農業用排水施設の新設・変更、区画整理、農用地造成、埋め立て等）の工事完了後 8 年を経過していること。

以上が農業振興地域及び農用地区域（農振青地）の説明になります。

以上の観点から考慮しまして、議案番号 110 号から 124 号までの農振除外 15 件、また、議案番号 125 号から 128 号までの編入 4 件は白石町の農業振興計画上必要と考えられる農地であるため、承認が相当と判断いたします。詳細は別紙位置図詳細 13 ページから 53 ページをご覧ください。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。除外の議案番号第 110 号から 124 号までの、編入の議案番号第 125 号から 128 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番〇〇です。すみません、先ほども発言させていただいたのですが、正直な気持ちを申し上げて、申し訳ないのですが、この手続きを、我々農業委員が受けて立って承認すれば良いわけですよね。なんかこうやりきれない感じを持つわけですよ。全部案件ごとに図面と地図とか利用形態とかを載せていかれた中で、正直言って必要なものでもありまじょうし、農業形態とか、農業委員会等の変化、圃場整備終わ

って 30 年以上経過しておりますので、〇〇及び〇〇形態も変わってきておりますので、それも色々あるし、農業〇〇と思うのですが、うーんと言うのもいくつか散見しているので、編入等につきましては〇〇との関係もあって、詳細がちょっとわからないので、これからの〇〇利用につながれば、私は問題ないと思っているんですけど、議案番号 110 号から 124 号までの面積等については、それぞれ妥当と思うものもあるんですけど、中には 1 反近い面積で、施設整備、機械等の倉庫とかなんとか、大規模になれば成る程、こういうふうになっていくのかなという思いはしますよね。そこらへんについての〇〇等を、あるいは、地区の〇〇いずれ私もこのような案件等を担当すると思うのですが、そこらへんがあって、こんなにあるのかなという思いを持っておりますので、そのへんの法整備の整理の仕方、見直しが必要になってくるのかな。極端な言い方をすると形状変更等すべて案件になる訳ですよ。面積的に何平米以下はOKとかあるのですか。

農業振興課 農政係長

今のご質問の中で、あげさせていただいた農振除外についてのご質問がっております。

まず 1 点目、面積については、わずかな面積でも青地、農振農用地であれば、農業以外の目的で使うのであれば、除外の申請が必要となります。案件的に、かなりの案件になっておりますが、先ほども申しましたとおり、除外に係る分の手続きについてはですね、現在、年間 2 回ほどしかできないとなっております。と言いますのが、1 回の手続きにかかります期間が 3~4 ヶ月かかりますので、前後のことを考えますと多くても 2 回くらいしかできませんので、その期間中の申請が今回出てきているということでご理解いただきたいと思えます。

あと利用の目的等については、担当農業振興課、また農業委員会も事前に相談を受ける段階で、協議をしながら農業振興上問題ない、また農業経営上必ず必要だということ、申請者の聞き取りをしながら申請を受け付けているところがございますので、よろしく願いいたします。

○番 私どもがこれを言えるかどうかわかりませんが、全体的な話を、会長さんたちにもお願いしたいのですが、都市部によっては若干ちがうかもわかりませんが、純粋なこういった農業地域についての農振の案件、この辺の案件、若干、〇〇があって要するにこれが 1 つ縛りになるわけですよ。先ほど言いましたように、事務処理の案件も、最低でも 3 ヶ月以上かかるわけですよ。そうすると、営農者にとっては、時間ももったいない訳ですよ。そういう意味では、事前審査等である程度 OK というのであれば、簡便な手続きでできるようなことも必要ではないかなと、要するに農業委員の意見を聞くというのは、私達の意見を隠れ蓑にして、行政が農業委員会総会で通りましたからという感じになってしまうのではと感じましたので。私、初めて担当して初めて担当して、初めてこういう案件に当たったんで、年に 2 回程しかできないということでしたので発言させていただきました。

議長 ありがとうございました。ほかにないでしょうか。

○番 ○番の○○です。先ほど、○○君が質問したのと、たいして内容は変わらないですけど、議事が長くなっても何ですから、この案件はまとめても農業振興課に出せば、農業委員会は要りませんよと、農業委員会を通さなくても、この案件は、農業委員会で、ずっと上ってきて、そこであれするものでしょうけど、見ていたら、例えば、農業委員会の使命としては、まず、農地を集積すること、農地を集積するじゃなくて、小さな入口とか農業委員会で言いそびれた事を、これを出せばいいよみたいに、私は感じたんですが、どうですか○○さん、そこらへんをもう一回説明をお願いします。

農業振興課

そうですね。おっしゃるとおりですね、農振除外については、皆さん経験された方もいらっしゃるかと思いますが、期間を要するということで、確かに、申請者から相談を受ける段階で、半年くらい掛かりますよと、言うふうなところでお話しているところです。ただ、どうしても農業振興地域ということで、以前から白石町全域が圃場整備を取り組んだ地域でございます。そういったところで、簡単に農地以外にできないよというふうなところですね、白石町全域、農振地域としてかぶっているところです。そう言いつつも、先ほど言われたように、農業経営の変更とか、そういったところで宅地化が必要な部分がございますので、そういった案件については、慎重に審議をしたうえで、農用地からの除外を行うということで、農業委員さんのほうにもですね。今度、最終的に転用と言いました4条・5条の転用にも結びつく案件でもございますので、その前段の農振除外ということで確認いただいております。もちろん、農業委員さんのほうで全件とおったからというのではなく、あくまでも関係機関に意見として、妥当であるかどうかとご案内いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

先ほど言いましたとおり、法的に農地を守るということで期間的に掛かりますが、そのへんは、地元の農家の方等々からご相談がありましたら、担当は農業振興課、期間につきましても半年近く掛かる案件もあるよということ、おつなぎいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○番 農業振興課さんの、○○さんの丁寧な説明で、私も納得しました。いずれまたこれは、農業委員会に上がるのかな。これに出したからとおるじゃなくて、来ますよということ、農業振興課で受付をしますけど、ただ、期間が長くかかるので一応、取りあえず早目に言っときましようかということでしょう。

農業振興課

先ほどもありました4条・5条。農地を農地以外の地目にする場合は、必ず農業委員会、県の許可が必要になっております。許可ができる圃場については、農振の白地じゃないとできないとなっておりますので、これを経てですね、最終的には何

か月後かに農業委員会に4条・5条の審議になると思います。

○番 はい、わかりました。

○番 ○番〇〇です。先ほどの編入の説明をもう一回確認させてください。議案番号第125番から編入があるんですけど、地番等を見てましたら、坂田のところ、圃場地区外ですけど、農業振興計画上必要と言うことだけで書いてあるんですけど、具体的にどういふことかわかりますか。

農業振興課

議案番号第125から議案番号第128についてはですね、先ほど申しました議案番号第124までの除外とは逆に、農振白地から農振青地ということで編入をするということになります。

この部分については、今後も考えられます。逆に圃場整備を田のところされていますが、圃場整備に限らず、国の施策等活用しながら、農地として守っていくべき土地と言うことで編入をさせていただく。

○番 活用するというのはわかるのですが、具体的な地権者等の〇〇があるんですかね。それとも、法的な振興計画の中に、特産地をするとか、そういうのがあれば教えていただきたいなと思います。

農業振興課 農政係長

はい。もちろん、この部分については、ご存じかと思いますが、中山間になりまして、中山間地区での補助事業等の活用も計画されるということで、今回編入の案件として上げさせていただきました。

○番 ○番〇〇です。一応図面見て関連するので開いていったら、かなり近接しているところの宅地とかありますけれども、畑がほとんどですね。ずっと中山間を形成しているところであるので、地目山林も取り込めますか。要するに、編入区域に隣接している山林等も取り込めるのですか。

農業振興課 農政係長

農用地のみですので、田畑です。

○番 なるほどですね。すみませんでした。

議長 ほかにないですか。

ないようですので採決に入ります。除外の議案番号第110号から議案番号第124号まで、編入の議案番号第125号から議案番号第128号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、除外の議案番号第 110 号から議案番号第 124 号 まで、編入の議案番号第 125 号から 128 号は当委員会で承認することに決定いたします。

= 議案番号第 129 号 =

議長 続きまして、5.「令和 2 年白石町農用地利用集積計画（9 号）の承認決定について」を議題とします。議案番 129 号事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 129 号ですね。

まず、農用地利用集積計画というものについて、説明をさせていただきます。広い紙、A3 の紙があると思います。

農用地利用集積計画とはですね、農業経営基盤強化促進法に基づき、白石町が農地の集約を図り、農業経営の安定及び育成を図るための計画です。計画の中身としては、認定農業者さんや担い手農家さんのほうに、農地の売買を行う所有権移転関係、認定農業者さんとか、担い手農家さんに農地の貸し借りをを行う利用権設定があります。権利移動の内容については、農地法 3 条の内容と変わりませんが、税制面での優遇であったり、申請書類が簡易であることであったり、契約終了時には、所有者さんに間違いなく耕作権が戻るとか、安心して農地を貸すことができるなどが、メリットとして挙げられます。

なお、農用地利用集積計画につきての許可権者は白石町長となっております。これについては、すべて町が計画を定めて公告することに定められており、公告することにより、その効力が発生する形になります。許可権者は、白石町長と申しましたけれども、本町の事務委任規則に基づき、白石町農業委員会に事務委任されていることから、本計画書を審議していただくものです。

以上が説明になります。

それでは、具体的に今回の第 9 号の内容について説明をさせていただきます。

始めに「所有権移転関係」でございます。詳細は 1 ページをご覧ください。今回は 2 件となっております。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページ目から 3 ページ目にかけて 16 件、4 ページ目から 10 ページ目の農地中間管理機構への利用権設定関係が 76 件、合わせて 92 件の計画が提出されています。賃借権設定が 88 件、使用賃借権設定が 4 件となっています。

そのうち新規が 70 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 31 件、再設定は 22 件でした。

今回の利用権の総面積は 419,687.5 m²です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 16 件、農

地中間管理機構によるものが76件となっています。

今回の計画の中で未相続農地は12件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして92件とも承認が相当と判断いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質疑、意見等なし)

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第129号(所有権移転)について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第129号(所有権移転)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。これについては議事参与の制限がございます。

○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番です。農地の集積と言うことで、要は担い手等への集積を進めていくというのが本来の大きな目標とお伺いしてきたわけで、これらの案件がこれだけあると言うことは、進んでるなと感じを持ったところです。

申し訳ないのですが、町のホームページの中に、担い手の農地の利用集積集約と言うことで、令和2年4月現在で○○の農地面積で5,860haで、これまでの集積面積が5,495haと言うことで集積率が93.8%と非常に高いということで、県内でもトップクラスだなと感じを受けております。それで、今年の2年後に目標が、5,522haということで、新規集積が2haとなっているんですが、今回の分で、そこら辺の具体的な面積、最後のページ、3ページの利用権設定の関係の一番最後のところに合計で、筆数で28筆、面積で79,602㎡が今度、加わるのですよね。もしよければ教えてください。

事務局 事務局、○○です。今回挙がっている面積が、そのまま加わると形にはならないかと思えます。と言いますのは、賃貸借契約が切れて、再契約とかもございまして、切れた後に担い手さんじゃない方に貸される方もいらっしゃると思いますので、そのまま加わって順調に伸びていくことにはならないかと思えます。

○番 了解です。ありがとうございました。

議長 ほかにないですか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 129 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 129 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 130 号～議案番号第 135 号＝

議長 続きまして 6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 130 号から議案番号第 135 号続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 130 号。

申出農地は、大字東郷字二本松〇〇番、田 3,244 m²、同じく〇〇番、田 2,847 m²、計 6,091 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字東郷〇〇番地（西郷）〇〇氏です。

申請理由は、高齢で後継者がいないということでございます。

議案の位置図は、54 ページをご覧ください。

議案番号第 131 号。

申出農地は、大字築切字日露搦〇〇番、田 1,014 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字築切〇〇番地（道目）〇〇氏です。

申請理由は後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、55 ページをご覧ください。

議案番号第 132 号。

申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 6,805 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富下分〇〇番地（東六府方区）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、56 ページをご覧ください。

議案番号第 133 号。

申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 2,738 m²でございます。

あっせん申出者は、小城市芦刈町永田〇〇番地（小城市）〇〇氏です。

申請理由は、遠方による農地の処分でございます。

議案の位置図は、57 ページをご覧ください。

議案番号第 134 号。

申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 2,741 m²でございます。

あっせん申出者は、小城市芦刈町永田〇〇番地（小城市）〇〇氏です。

申請理由は、遠方による農地の処分でございます。

議案の位置図は、58 ページをご覧ください。

議案番号第 135 号。

申出農地は、大字廿治字吉村杉〇〇番、田 2,103 m²、大字横手字二本柳箆〇〇番、田 1,512 m²、同じく字二本松箆〇〇番、田 2,311 m²、同じく〇〇番、田 2,313 m²、大字新明〇〇番、田 1,999 m²、計 10,238 m²でございます。

あっせん申出者は、福岡県久留米市安武町安武本〇〇番地（福岡県）〇〇氏です。

申請理由は、遠方による農地の処分でございます。

議案の位置図は、59 ページから 62 ページをご覧ください。

以上でございます。

議長 議案番号第 130 号から議案番号第 135 号まで、事務局の説明が終わりました。
あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 130 号。

〇番 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願ひします。

議長 議案番号第 131 号。

〇番 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願ひします。

議長 議案番号第 132 号。

〇番 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願ひします。

議長 議案番号第 133 号。

〇番 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願ひします。

議長 議案番号第 134 号。

〇番 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願ひします。

議長 議案番号第 135 号。

○番 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、もう 1 度確認をいたします。

議案番号第 130 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 131 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 132 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 133 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 134 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議案番号第 135 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員

議長 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に書いておりますけど、確認の意味で、議案番号第 130 号は○○。

議案番号第 131 号は○○、議案番号第 132 号は○○、議案番号第 133 号は○○、
議案番号第 134 号は○○、議案番号第 135 号は○○でございます。

連絡調整につきましては担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移りますが、
10 分間休憩致したいと思います。10 時 50 分まで休憩。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- (1) 合意解約の報告
- (2) 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- (1) 第 10 回農業委員会総会の日時及び場所
- (2) 令和 2 年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会 (新農業員対象)
- (3) 農地パトロールの日程について
- (4) 農地のあっせんについて
- (5) 農業委員の担当地区について
- (6) その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 11 時 10 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員